

オンライン資格確認・検診薬歴情報自動取得機能を搭載した非接触診療を実現する電子カルテの開発

■ 支援の概要

コロナ禍によるオンライン診療の解禁に伴い、マイナンバーカードによるオンライン資格確認と、PHR（検診情報、薬歴情報）が共有できる非接触オンライン診療を実現しながらも大手ベンダーに比べ最大1/10の圧倒的低コストでレセプトシステム、電子カルテシステムに付加できるミドルウェア型システムの開発を支援しました。

■ 背景と機器の概要

健康保険法改正（2019年5月成立）により、保険証とマイナンバーカードの紐づけが法的に可能になり、医療機関は患者の保険資格をオンラインで即座に確認可能になりました。政府は、保険証を廃止してマイナンバーカードの統一化と、資格確認の完全オンライン化を目指しています。さらにコロナ禍によって、院内感染、医療関係者の感染を防ぐため、厚労省はオンライン診療に関する規制を撤廃し、病気の種類を問わず医師の判断で初診や再診、処方に至るまでオンラインで完結できるようになり、同時に対面診療との報酬の差も縮められました。このようなことから、今後、オンライン診療に対応した電子カルテが、アフターコロナの医療情報システムの基盤になると予想されます。しかしながら、大手ベンダーは、レセプトシステムにオンライン資格確認を付加するだけでもシステム全体のリプレースを要求しています。そこで、マイナンバーカード連携機能、およびオンライン診療に係る機能（ウェブ面談機能）をミドルウェア化することで、大手ベンダー製システムに対して飛躍的安価を実現しました。

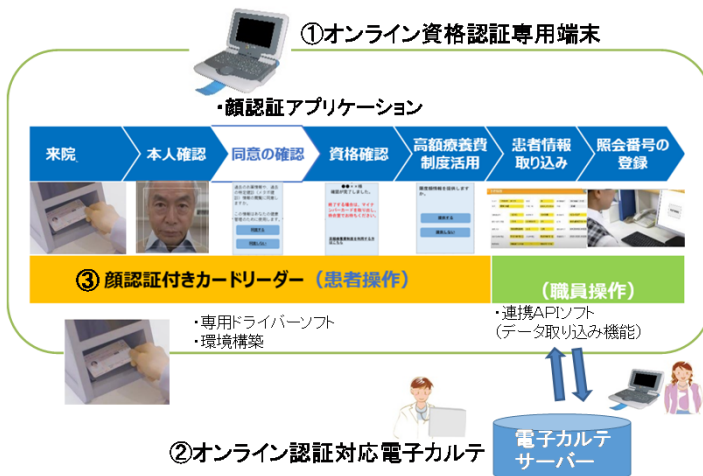


図1 オンライン資格確認の処理フロー

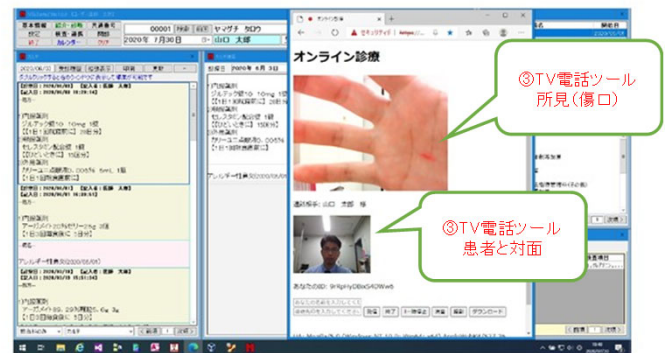


図2 オンライン診療対応電子カルテシステム（ウェブ面談機能）

■ 支援の項目

- ①研究計画の策定および研究資金確保支援
- ②研究開発進捗管理
- ③システム設計支援

✓ 本製品は、中小企業庁ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（第5次）の支援で開発しました。

■ 支援の成果

- 支援企業が開発したレセプトシステム、電子カルテシステムを既に導入している機関に対しては、60万円で資格確認、オンライン診療機能の全てを追加可能にしました（大手ベンダーの10分の1以下）。
- オンライン資格確認が可能となり、退職等による無資格者への保険証利用を防ぐことが可能になりました。
- オンライン診療機能付き電子カルテによって、完全非接触に診断ができるようになりました。
- マイナポータルによって処方情報が共有可能になりました。
- 令和3年10月に医療機関・クリニック向けの提供を開始しました。